

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 特許権侵害紛争の審理における法律適用についての若干問題に関する最高人民法院の解釈（意見募集稿）

上記司法解釈（意見募集稿）の日訳を下記URLに掲載しております。当該司法解釈では、クレーム解釈、均等論、禁反言、公知技術の抗弁、先使用など興味深い内容が規定されておりますので、ご一読ください。

http://www.jetro-pkip.org/html/ztshow_BID_242.html

2. 審査指南（意見募集稿）

国家知識産権局より、審査指南（意見募集稿）が公表され、パブリックコメントを募集しています（締切8月10日）。当該意見募集稿の日訳（一部のみ）は、後日、弊所ウェブサイトにて公表いたします。

http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/tz/gz/200907/t20090710_468216.html

3. 最高人民法院の特許、商標等の権利付与、権利確定をめぐる知的財産行政案件の審理業務分担に関する規定

知的財産行政案件（いわゆる審決取消訴訟）については、北京市第一及び第二中級法院並びに北京市高級人民法院における知的財産法廷及び行政法廷が分掌しておりましたが、この度、知的財産法廷が一括して審理することになりました。根拠となる規定を下記URLに掲載しております。

<http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/interpret.html>

=====
【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 知的財産権に関わる新規則が7月より施行（人民網 2009年7月3日）
2. 新聞出版総署、「複製管理弁法」を發布（中国新聞出版報 2009年7月15日）
3. 国家知識産権局、「審査指南」をめぐり意見募集（国家知識産権網 2009年7月10日）
4. 最高裁、競業避止義務をめぐる紛争の処理で指導意見（国家知識産権網 2009年7月20日）

○中央政府の動き

1. 蔡武文化部長 中国のコンテンツ産業の現状に憂慮（人民日報 2009年6月16日）
2. 工商総局、商標戦略実施の強化を目指し指導グループ設立（中国政府網 2009年7月3日）
3. 国家知識産権局、特許取引情況の定期報告体制を始動（国家知識産権網 2009年6月29日）
4. 中国政府とフランス、模倣対策に関して覚書を締結（工商総局ウェブサイト 2009年

7月9日)

5. 第二回全国R&D資源調査が開始、知的財産権も対象に（国家知識産権網 2009年7月8日）
6. 国務院反独占委員会 市場の画定に知的財産権を考慮（国家知識産権網 2009年7月8日）
7. 工商総局、来年から商標審査期間を一年以内に（新文化報 2009年7月24日）
8. 国家版權局、ネットにおける海賊版取り締まる活動を策定中（新華網 2009年7月24日）
9. 国家知識産権局 「2008年中国有効特許年次報告」を発表（人民網 2009年7月23日）

○地方政府の動き

1. 河北省質監局、知的財産権の保護で日系機関と提携強化（中国質量新聞網 2009年7月9日）
2. 北京市 中関村の科学研究費の管理改革が始動（新華網 2009年7月9日）
3. 浙江省義烏市税関オープン 全国初の知的財産権科（新華社 2009年7月16日）

○司法関連の動き

1. 最高裁 4種類の知財権行政事件を知的財産権法廷に統括（国家知識産権網 2009年7月1日）
2. 「ニセホンダ」訴訟、ホンダ側が一審で勝訴（世華財訊網 2009年7月9日）
3. 「バイアグラ」商標をめぐる訴訟に決着、ファイザー敗訴（広州日報 2009年7月10日）
4. 浙江省、知的財産権侵害の疑いでエジプト商人逮捕（国家知識産権網 2009年7月24日）

○統計関連

1. 昨年審理した知財刑事事件、全国で3300件余（中新網 2009年7月2日）
2. ソフトウェアの著作権登録申請が倍増、上半期でおよそ3万件（新聞出版総署ウェブサイト 2009年7月8日）
3. 国際金融危機で商標の国際出願が減少（国家知識産権網 2009年7月17日）
4. 工商機関、模倣品案件4万件あまり摘発 今年1～6月に（新華社 2009年7月13日）
5. 工商局認定の「馳名商標」が1624件に、著名商標が2万件余（人民網 2009年7月24日）
6. 上半期に専利出願が42.6万件、登録が25.2万件（知識産権網 2009年7月22日）

○その他知財関連

1. 中米欧日、ネット上の著作権保護で会議（中国新聞出版報 2009年7月3日）
2. 中国のGPS産業急成長、発展のネックはやはり海賊版（人民日報 2009年7月2日）
3. 中・英2言語で知財権法律を検索できるプラットフォームが開通（中国網 2009年7月9日）
4. 多国籍製薬大手、中国で研究開発機関を設立（新華網 2009年07月17日）

5. 中米両国、クリーンエネルギー連合研究センターを設立することで合意(新華網 2009年07月15日)
6. 北京 中関村でWindows7海賊版が出回り、正式発売前(北京青年報 2009年7月24日)

=====

●ニュース本文

○法律・法規等

★★★3. 国家知識産権局、「審査指南」をめぐる意見募集★★★

「中華人民共和國専利法」の第三回改正を受け、国家知識産権局は2006年発布の「審査指南」に修訂を加え、新「審査指南」の意見募集稿を作成し、このほど一般向け意見募集を始めた。

改正「専利法」が去年の12月27日に全人代で採択されたが、「専利法実施条例」は現在はまだ改正中であるため、今回の「意見募集稿」で専利法に係る条文は新「専利法」から引用されたものであるが、実施条例に係る条文は「実施条例」の草案によるものだ。

意見募集の締切日は2009年8月10日。下記の二つの方式を通じて一般向けの意見募集を行っている。

(1) 電子メール：zhinan@sipo.gov.cn。

(2) 郵送：北京市海淀区西土城路6号、国家知識産権局審査業務管理部審査指南処。
郵便番号：100088。

※ 意見募集稿の原文は国家知識産権局のサイトよりダウンロードできる。

http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/tz/gz/200907/t20090710_468216.html

(国家知識産権網 2009年7月10日)

★★★4. 最高裁、競業避止義務をめぐる紛争の処理で指導意見★★★

国際金融危機の影響で労働紛争事件が増加しているのを受け、最高人民法院(最高裁)はこのほど、「当面の情勢で労働争議紛争事件の審判を順調に進めるための指導意見」を公布した。「指導意見」では競業避止義務をめぐる紛争について適正な処理を求めている。

労働紛争に関する事件が増加幅や関連分野が大きく、その影響も深刻なため、最も注目を集めている民事事件となっている。「指導意見」はこのような事件の順調な解決を狙い作成されたもので、特に競業避止義務をめぐる紛争の処理について、国内の経済・技術の発展レベルを十分考慮し、公共利益の実現を前提に、▽市場経済の公平競争と利益関係のバランス維持▽競業避止義務の不適正な拡大による就業自由の妨害を防ぐとともに営業秘密を保護する、競業避止義務の設立趣旨を最大限に実現することを強調している。(国家知識産権網 2009年7月20日)

○中央政府の動き

★★★3. 国家知識産権局、特許取引状況の定期報告体制を始動★★★

国家知識産権局はこのほど、各地方の知識産権局と専利技術展示交易中心に対して定期的に活動報告を提出するよう求める「国家専利技術展示交易中心の活動進展情況の報告制度の確立に関する通知」を通達した。国家知的財産権戦略における専利技術展示交易中心の役割を十分に果たせ、各センターの業務規範化と発展促進を図る狙いである。

報告制度によると、各交易センター所在地の知識産権局が定期的にセンターの活動進展状況を国家知識産権局に報告するほか、各交易センターが四半期ごとに国家知識産権局に情報データと統計諸表を提出する。

国家知識産権局が2006年に「全国専利技術展示交易プラットフォームプロジェクト」を発足した。現在、全国では27の省（自治区、直轄市）の42機構が設立の認可を受けている。（国家知識産権網 2009年6月29日）

★★★5. 第二回全国R&D資源調査が開始、知的財産権も対象に★★★

國務院の許可を受け、国家統計局、科学技術部、国家発展改革委員会、教育部、財政部、国防科学工業局の7部門が第二回全国R&D資源調査を共同実施することを決定した。

同調査は中国のR&D活動の全体状況の把握を狙い、R&Dに係るすべての人員、経費、設備の使用状況、研究課題、技術導入、政府支援などについて調査を行う。2000年9月から一年にわたって行われていた第一回の調査と比べて、今回は特許など知的財産権の所有、使用の状況も調査の内容に加われた。

調査は2009年12月31日を基準時点として採用し、2009年度の資料を収集、分析する。2011年末までにデータベースの作成と資料の整理を完成する予定。（国家知識産権網 2009年7月8日）

★★★6. 國務院反独占委員会 市場の画定に知的財産権を考慮★★★

國務院反独占委員会は7月7日に関連市場の画定を指南するための文書を公布した。「國務院反独占委員会の関連市場画定に関する指南」によると、多くの場合で関連市場の画定に際して知的財産権などの要素を考慮しなければならない。

関連市場とは一定の時期において経営者が特定の商品またはサービスで競争を行う商品の範囲と地域の範囲をさす。独占禁止法の執行に関連市場の画定は常に必要とされる。

「指南」では、▽もし生産周期、使用期限、季節性、流行性または知的財産権の保護期間は商品の無視できない特徴となっている場合、市場の画定には時間的要素も考慮しなければならない▽技術貿易、許諾協定など知的財産権に係わる案件の場合、関連の技術市場の画定、知的財産権・イノベーションによる影響などの考慮も必要——などが明記されている。（国家知識産権網 2009年7月8日）

○司法関連の動き

★★★1. 最高裁 4種類の知財権行政事件を知的財産権法廷に統括★★★

出願・登録が必要とされる4種類の知的財産権（特許、商標、半導体集積回路の回路配置、植物新品種）をめぐる行政訴訟が、7月1日より知的財産権法廷で統括管轄することとなった。最高人民法院（最高裁）が6月30日に発布した「特許、商標など権利登録・権利確認を必要とする知的財産権に係る行政事件の審理業務の分担に関する規定」でわかった。また、新規定の発効に伴い、2002年5月21日に最高裁の出した「特許法、商標法の改正後の関連案件の分業問題についての返答」が廃止となった。

同規定は最高裁が国家知的財産権戦略の徹底を進めるための活動の一環で、「知的財産権をめぐる民事・行政・刑事事件の受理を統括して行う知的財産権専門法廷の設置を検討する」という「国家知的財産権戦略綱要」の要求に応じ、調査・研究を重ねて作成され、6月22日に最高裁の第1469回審判委員会を通過した。

「規定」によると、北京市第一、第二中級人民法院（地裁）が関連事件の一審裁判所として、それぞれの知的財産権法廷で所轄地域の訴訟を受理する。北京市高級人民法院（高

裁)が控訴審裁判所となっている。(国家知識産権網 2009年7月1日)

★★★4. 浙江省、知的財産権侵害の疑いでエジプト商人逮捕★★★

浙江省金華市検察院はこのほど、義烏市で偽ブランドのサーキットブレーカーを注文した疑いでエジプト人商人の Tamir Mohamed Dawoud Abou Zeid 容疑者を登録商標詐称商品販売罪で逮捕した。

知的財産権侵害で外国人容疑者が逮捕されたのは浙江省では初めて。義烏市検察院によると、ここ数年の知的財産権侵害案件に対して分析を行った結果、国際ブランドを詐称した商品輸出案件のほとんどは外国の容疑者が関わっていたことがわかった。(国家知識産権網 2009年7月24日)

○統計関連

★★★3. 国際金融危機で商標の国際出願が減少★★★

今年1～5月に商標の国際登録出願が去年の同じ時期に比べて減少している。この中、内国出願者が商標局を通じて提出した国際出願は同11.2%減の712件、外国出願者によるマドリッド国際商標登録の出願は同5.8%減の6,018件となっている。

国際金融危機は商標の国際登録出願の減少につながる直接の要因とみられている。金融危機で国際貿易が悪影響を受け、各国も輸出入が減少したため、出願者が国際登録を出願する意欲も低下している。世界知的所有権機関のデータによれば、2009年1～4月に国際登録出願の総件数は11,389件に留まり、主要工業国はいずれも出願件数が下降している。(国家知識産権網 2009年7月17日)

★★★6. 上半期に専利出願が42.6万件、登録が25.2万件★★★

国家知識産権局が今年の上半期に受理した専利(特許、実用新案、意匠)出願が42.6万件で去年の同じ時期より23.1%増加し、登録件数が25.2万件で同31.3%増加し、いずれも快速な成長を示している。国家知識産権局の最新統計でわかった。また、国内の発明特許出願の比率が初めて70%を上回り、発明特許の登録件数でも国内が初めて国外を超えた。

2009年6月末までの出願総件数が527.6万件で、国内出願が全体の83.4%を占める440万件であった。この中、発明特許は全体の33.6%を占める177万件、実用新案は同34.8%の183.8万件、意匠は同31.6%の166.8万件となっている。

金融危機の影響で今年の上半期に外国出願は7.3%減少のマイナス成長であった。韓国からの出願は29.6%減、米国は8.4%減、日本は4.7%減となっている。一方、ハイブリッド車、医療器械などの分野で外国の出願件数が上昇している。(国家知識産権網 2009年7月22日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

=====

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、
著作権者である国家知識産権局（SIPO）より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下
にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved